12 入学許可候補者の発表

（1）日時・場所等

1 日 時	令和8年1月30日（金）午前9時
2 場 所	埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校
3 方 法	上尾南分校生徒玄関前に受検番号を掲示ならびにホームページに記載

（2）入学許可候補者は、保護者と共に受検票を持参し、正午までに必要書類を受け取ること。

（3）入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退する場合、保護者（未成年後見人）は、辞退理由を記した入学辞退届（様式－高9）を、中学校長等を経て、令和8年2月2日（月）正午までに上尾南分校に提出しなければならない。

なお、令和8年2月2日（月）正午以降においても、保護者の転勤等やむを得ない事由で辞退しようとする場合については、速やかに入学辞退届を提出することとする。

（4）入学許可候補者となった者で「入学辞退届」を提出しない者は、県公立高等学校及び他の県立特別支援学校に出願できない。

この場合の入学許可候補者とは、上尾南分校の入学許可候補者発表の際に、受検番号を掲示された者をいう。

13 欠員補充

入学許可候補者数が募集人員に満たない場合は、令和8年2月2日（月）から2月6日（金）までに欠員補充を行う。

募集人員等の詳細については、令和8年2月2日（月）午後2時に各教育事務所（支所を含む）に公示する。公示の内容（欠員補充実施校、募集人員）は、埼玉県教育委員会特別支援教育課のホームページにも掲載する。

なお、事前相談を実施していない志願者については、出願前に事前相談を実施する。

14 その他

（1）志願状況等の情報提供について

特別支援教育課ホームページ等において入学志願者数、入学志願確定者数、学力検査受検状況等の情報提供を行う。

（県立特別支援学校入学選考 URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/nyuusen.html）

（2）入学志願者は、急病その他やむを得ない事情で入学選考日に受検できない場合、その事由を証明する書類を中学校長等を経て当日までに上尾南分校に提出する（様式自由）。

ただし、「追検査受検願」（様式－高10）を提出した場合は不要とする。

（3）欠員補充で入学許可候補者とならなかった者は、令和8年2月6日（金）に県立特別支援学校高等部普通科への入学選考に追加で願書を提出することができる。

令和8年度埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校生徒募集要項

1 教育目標及び目指す生徒像

（1）教育目標

「自分をみつけ、共に学び、未来へつなぐ」

（2）目指す生徒像

「礼儀」自らあいさつができる生徒

「誠実」何事にも真剣に取り組む生徒

「信頼」他人から信頼される生徒

「貢献」自らすすんで地域や社会に貢献できる生徒

2 募集人員

普通科 第1学年 16名

3 出願資格

出願資格は、次の（1）から（3）までのいずれかの条件を満たし、かつ、（4）及び（5）に該当する者でなければならない。ただし、特別支援学校高等部又は高等学校、もしくは中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和8年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和8年度進級予定者は出願できない。

（1）令和8年3月31日までに中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校を卒業見込みの者もしくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

（2）中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校（以下「中学校」という。） を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者

（3）学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

（4）保護者とともに県内に居住している者

（5）知的障害がある者（療育手帳を有する者もしくは知的障害である旨の医師の診断を受けた者）で、自力通学が可能な者

（6）県外に居住する者で、本県への転居等の事情により入学を希望する者は、出願前に上尾南分校に問い合わせること。

4 通学区域

通学区域を設けない。

5 事前相談

入学志願者は出願手続の前に、上尾南分校で実施する事前相談を保護者同伴で必ず受けること。（志願先変更を考える学校においても事前相談を受けること。）

実施期間は、令和7年11月17日（月）から12月16日（火）とする。実施内容等を確認し、電話で申し込むこと。

6 出願手続

（1）入学願書等の請求

入学志願者は、上尾南分校で実施する事前相談を必ず受け、「入学願書」（様式－高1－2）を直接受け取る。また、「入学志願者調査書」（様式－高2）、「学習の記録等通知書」（様式－高3）は、在籍する学校もしくは卒業した学校に作成を依頼すること。

（2）入学願書等の提出期間等

ア 提出期間及び受付時間

令和8年1月9日（金）及び1月13日（火） 受付時間は、 1月 9日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 1月13日（火）は、午前9時から正午まで

イ 提出先

入学志願者は、入学願書等を持参の上、保護者と共に上尾南分校へ提出する。

ウ 入学願書等の代理人による提出について

入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学願書等の提出ができない場合は、保護者及び中学校が入学志願者代理として入学願書等を提出することができる。なお、代理人による提出を行う場合は、事前に上尾南分校へ中学校長より連絡すること。

（3）出願に必要な書類

ア 入学願書（様式－高1－2）

イ 入学志願者調査書（様式－高2）

ウ 療育手帳の写し（療育手帳の写しを提出できない場合は知的障害である旨の医師の診断書の写し）

（4）受検票の交付

入学願書を受理した後、受検票（様式－高4）を交付する。

（5）入学選考手数料

無料とする。

（6）学習の記録等通知書の通知

入学志願者調査書（様式－高2）を作成した特別支援学校長及び中学校長、並びに義務教育学校長及び中等教育学校長（以下「中学校長等」という。）は、学習の記録等通知書（様式－高3）を入学願書等の提出期間の第1日目の10日前までに、入学志願者の保護者に通知する。

7 併願

高等部職業学科又は高等部分校に入学願書を提出した者は他の高等部職業学科及び高等部分校へ、同時に「入学願書」を提出することはできない。

8 志願先変更

（1）入学志願者は、次の期間内において1回に限り、他の高等部職業学科及び高等部分校に志願先を変更することができる。

令和8年1月14日（水）及び1月15日（木） 受付時間は、 1月14日（水）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 1月15日（木）は、午前9時から正午まで

（2）志願先変更を希望する者は、中学校長等を経て、「志願先変更願」（様式－高5）及び受検票を、先に出願した学校に提出し、「志願先変更証明書」（様式－高6）の交付を受けた後、新たに出願手続きをとらなければならない。

9 志願取消

志願取消を希望する者は、中学校長等を経て「志願取消届」（様式－高7）及び受検票を速やかに上尾南分校に提出しなければならない。

10 入学選考

（1）入学選考日及び選考場所

ア 入学選考日

令和8年1月21日（水）及び22日（木） 午前8時45分から

イ 選考場所

埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校（埼玉県上尾市中新井585）

（2）選考方法

学力検査（国語・数学各40分）、運動能力検査（60分）、作業能力検査（一人につき10分～15分程度）、面接（一人につき10分～15分程度）、中学校長等の作成した入学志願者調査書に基づいて総合的に選考を行う。

（3）検査等の日程、当日の持ち物について

出願手続き時に配布する受検者心得に詳細を記載する。

11 追検査

（1）急病その他やむを得ない事情で検査及び面接をすべて欠席した志願者は、令和8年1月27日（火）に実施する追検査を受検することができる。

（2）検査中に急な体調不良により、検査を継続することが難しいと判断された志願者は令和8年1月27日（火）に実施する追検査を受検することができる。ただし、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の検査に限る。

（3）中学校長は、志願者が選考を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに上尾南分校に連絡するとともに「追検査受検願」（様式－ 高10）を令和8年1月22日（木）正午までに提出すること。

（4）追検査の受検を承認したときは「追検査受検承認証」（様式－高11）を交付する。

（5）追検査の会場は、上尾南分校とする。